

定 款

株式会社 コアコンセプト・テクノロジー

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社コアコンセプト・テクノロジーと称し、英文では Core Concept Technologies Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) IT システムの開発、開発支援、販売、賃貸借、輸出入、保守及びコンサルティング
- (2) ハードウェア、ソフトウェアの開発、開発支援、販売、運用、保守、賃貸借、輸出入、保守及びコンサルティング
- (3) アプリケーション等の開発、開発支援、販売、運用、保守、賃貸借、輸出入、保守及びコンサルティング
- (4) システムエンジニアリングサービスの提供
- (5) システムエンジニアサポート事業
- (6) 各種事業に対するデジタルシステムの提案、構築
- (7) 各種事業に関する解析及び分析系エンジニアリングサービス
- (8) 海外展開の支援事業
- (9) 特定労働者派遣業及び一般労働者派遣業
- (10) 有料職業紹介事業
- (11) 教育器材の制作及び販売
- (12) 書籍の出版、輸入及び販売
- (13) 情報処理に関する研究開発
- (14) セミナー・講習会・討論会・イベント等の企画、制作、実施
- (15) 広告代理業又は広告業
- (16) 企業の広告、宣伝などのマーケティングに関する企画、運営、調査及びコンサルティング業務
- (17) コンピューターによる広告宣伝物、印刷物等の企画、デザイン並びに製作・販売
- (18) 前各号に関する業務委託、請負業務、斡旋業務及び顧客の仲介
- (19) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、28,000,000株とする。

(基準日)

第6条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下の掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

- (2) 取得請求権付株漆器の取得を請求する権利。
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第16条株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長がこれに署名若しくは記名押印または電子署名をし、10年間本店に備え置く。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じてその他役付取締役を監査等委員でない取締役の中から選定することができる

(業務遂行)

第23条 社長は会社の業務を統轄し、役付取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 社長に事故があるときは、他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急で取締役全員の同意がある場合には、期間を短縮または手続きを省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）等は、株主総会の決議によって定める。

2. 会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社

法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 執 行 役 員

（執行役員）

第33条 当社は、取締役会の決議によって、若干名の執行役員を置くことができる。

2. 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。

（執行役員規程）

第34条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

第 6 章 監 査 等 委 員 会

（監査等委員会の設置）

第35条 当社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第36条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前 までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急で監査等委員全員の同意がある場合には、期間を短縮または手続きを省略することができる。

（監査等委員会の決議）

第38条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第39条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第40条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経ても受領されないとき、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第 9 章 附 則

第49条 第 12 期定時株主総会締結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 45 条第 1 項に定めるところによる。

2. 第 12 期定時株主総会締結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 45 条第 2 項に定めるところによる。

第50条 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第 17 条（電子提供措置等）は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

第51条 前条の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

第52条 第50条乃至本条は、2023年3月1日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(制定・改廃年月日)

制定：2009年9月17日電磁的記録の認証

改定：2012年7月7日

改定：2013年7月1日

改定：2015年6月26日

改定：2016年6月20日

改定：2017年1月31日

改定：2019年10月17日

改定：2020年3月30日

改定：2020年11月11日

改定：2020年12月1日

改定：2021年3月30日

改定：2021年4月6日

改定：2021年6月3日

改定：2022年3月30日

改定：2022年4月1日